

岐阜市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、岐阜市^{※1}にこの申込書により登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実を通知するものです。
2. この申込書を提出する方は、必要事項を記入の上、本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード等本人の写真が貼付されたもの。以下同じ。）を提示し、又はその写しを添えて、岐阜市役所市民生活部市民課又は西部、東部、北部、南部東、南部西、日光の各事務所若しくは柳津地域事務所まで申し出てください。
また、あなたが登録する方の法定代理人であれば、あなたの本人確認書類のほか、その方との関係が分かる戸籍謄本等を提示してください。なお、その方の本籍が岐阜市内にあり、その関係が岐阜市で確認できる場合は不要です。
あなたが、任意代理人の場合は、あなたの本人確認書類とともに委任状が必要になります。委任状は、原本を提出していただきます。
3. 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に岐阜市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
4. 通知書には、次の事項を記載して、お知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
5. 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、本人が開示請求をすることができます。その際、別途、保有個人情報開示請求書の提出が必要になります。
6. 登録を希望する方又は登録された方は、代理により登録の申込み又は変更等の手続きをすることができます。なお、変更等には、別途、岐阜市本人通知制度登録（変更・抹消）届出書の提出が必要になります。
7. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日（岐阜市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たる場合は、翌日以後においてその日に最も近い市の休日でない日）となります。
8. 次のいずれかに該当する場合は、郵便又は信書便による登録の申込みをすることができます。
 - (1) 登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接来庁し、申込みの手続きをすることができずと市が判断するとき。診断書等の提出が必要な場合があります。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき。
9. この申請による登録の抹消を希望する場合又は転出、転居等により登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、別途、岐阜市本人通知制度登録（変更・抹消）届出書による届出が必要になります。ただし、本市に備え付けた公簿等により変更の内容を確認することができる場合は、変更の届出を省略することができます。なお、登録された方の死亡、居所不明等により住民票、戸籍等が消除されたときは、登録を職権で抹消します。

※ 注

1. 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書（除票に関するものを含み、手書きのものを除く。）、戸籍の附票（除かれた附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄・抄本、戸籍記載事項証明書（除籍に関するものを含む。）をいいます。
2. 第三者とは、本人等以外の方のほか代理人を含みます。ただし、国又は地方公共団体の機関による公用請求の全部及び八士業「弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士」の法人・個人請求を問わず職務上請求用紙による請求の一部を除きます。（本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。）